

高速道路交通警察隊に関する訓令

富山県警察本部訓令第25号

富山県警察高速道路交通警察隊に関する訓令を次のように定める。

昭和48年9月25日

富山県警察本部長

高速道路交通警察隊に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)第3条の規定に基づき、交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本隊及び分駐隊の設置等)

第2条 高速隊に本隊及び分駐隊を置く。

2 本隊は富山市黒崎に置き、分駐隊の名称、位置及び担当区域は別表のとおりとする。

(任務)

第3条 高速隊は、高速自動車国道北陸自動車道、高速自動車国道東海北陸自動車道及び自動車専用道路能越自動車道(以下「高速道路」という。)において次の各号に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通事故・事件の捜査及び処理
- (3) 交通の規制
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通警察に関する事項

2 高速隊は、前項に掲げる任務のほか、高速道路において緊急配備等の初動捜査その他必要な警察活動を行うものとする。

(編成)

第4条 高速隊に隊長のほか、副隊長、中隊長、小隊長、分隊長及び分隊員並びにその他の隊員(以下「隊員」という。)を置く。

(隊長の責務)

第5条 隊長は、隊員の指揮監督及び教養訓練の責に任じ、車両、施設等の管理に当たる。

第2章 勤務

(勤務種別)

第6条 高速隊の勤務を分けて通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、自動車警ら、交通事故・事件の捜査及び処理、交通の指導取締り、車両整備、教養訓練及びその他の事務処理をいう。

3 特別勤務とは、緊急配備、特定犯罪の捜査、警戒警備等に当たることをいう。

(勤務制)

第7条 高速隊の勤務制は、隊長のほか隊長の指定する者にあつては通常勤務者とし、小隊長以下の隊員にあつては3交替制(企画係及び指導係にあつては、毎日制)とする。

(勤務計画)

第8条 隊長は、高速隊の活動を効果的に推進するため、次の事項を内容とする月間勤務計画を策定し、隊員に指示するものとする。

- (1) 勤務の重点
- (2) 勤務の指定
- (3) その他必要な事項

(勤務心得)

第9条 隊員は、職責を自覚し次の各号に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

- (1) 職務の執行に当たっては、公衆との良好な関係を保持するとともに、その理解と協力をうるように努めること。
- (2) 常に知識のかん養及び技能の向上に努め、適正妥当な執行に当たること。
- (3) 高速道路の交通事情に精通し、交通情勢に即応した指導取締りを行うこと。
- (4) 自動車警ら及び指導取締り並びに交通事故・事件の処理に当たっては細心の注意を払い、他

人に危害を与え又は受傷事故を起こさないようにすること。

(5) 交通事故発生時においては、迅速な初動捜査又は現場活動を行い、二次的
事故の発生の防止に努めること。

(6) 常に健康管理に留意し、明朗な職場環境の保持と規律の遵守に努めると共に、隊員相互の融
和団結を図ること。

(勤務日誌)

第10条 小隊員は、勤務の都度、その結果を勤務日誌（別記様式）に記載しなければならない。

(車両管理)

第11条 隊員は常に車両の点検、整備及び燃料の補充を行い、常時その機能が有効に発揮できるよ
うにしておかなければならない。

第3章 事故・事件の捜査及び処理

(交通事故・事件等発生時の措置)

第12条 小隊長は、交通事故その他の事件発生の届出を受理又は認知したときは、速やかにその状
況を隊長に報告するものとする。

2 隊長は、前項に規定する事故・事件のうち重大特異事故・事件については、その内容を交通部長
に報告して指揮を受けなければならない。

(援助要請)

第13条 隊長は、高速道路における交通の指導取締り、交通規制、交通事故の処理等について、特
に必要があると認めるときは、交通機動隊長又は高速道路が縦貫する地域を管轄する警察署長に
対して援助の要請をすることができる。

2 前項の応援要請を受けた交通機動隊長又は警察署長は、これに協力しなければならない。

(連絡協調)

第14条 隊長は、高速道路における交通警察活動の適正を期するため、中部管区警察局の高速道路
管理官、隣接県警察の高速道路交通警察隊、道路管理者、消防署その他関係機関と常に密接な連
絡を保たなければならない。

2 隊長は、警察本部の各部課長、監察官、隊長及び管理官並びに高速道路を管轄する警察署長と
密接な連絡を保持し、交通の指導取締り等の総合的かつ効果的な運営を図るように努めなければ
ならない。

(交通事故・事件の取扱い)

第15条 高速隊の管轄する区域において発生した交通事故・事件の送致は、隊長が本隊所在地を管
轄する検察庁又は家庭裁判所に対して行うものとする。

(交通事故・事件の被疑者を逮捕した場合の留置の取扱い)

第16条 隊長は、交通事故・事件の被疑者を逮捕したときは、本隊又は分駐隊の所在地を管轄する
警察署長に被疑者の留置を委託することができる。

(刑事事件の取扱い)

第17条 隊員は、刑事事件を認知したときは、次の各号に掲げる初動措置を行った後、その発生地
を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(1) 事件の受理及び手配

(2) 被疑者の逮捕

(3) 現場保存

(4) 目撃者その他参考人の確保

(5) 生活安全部通信指令課長又はその発生地を管轄する警察署長への通報

(要保護者の取扱い)

第18条 隊員は、精神錯乱者、めいてい者、迷い子、病人、負傷者、行方不明者等で保護を要する
者を発見したときは、取りあえず必要な措置を講じた後、直ちにその者の家族等に引き渡す場合
のほか、速やかにその発見地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(その他事案の取扱い)

第19条 高速隊の取扱う前4条以外の警察対象事案については、必要な措置を講じた後、その発
生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第4章 教養訓練及び指導監督

(教養訓練)

第20条 隊長は、隊員に対し毎月1回以上、高速隊の勤務に必要な実務教養運転技能その他必要事

項についての訓練を行わなければならない。

- 2 隊長は、新たに配置された隊員に対し、期間を定め隊員として必要な交通事故・事件の捜査及び処理、交通の指導取締り及び緊急配備要領、安全運転技能等について、訓練を実施しなければならない。

(指導員)

第21条 高速隊に隊員の運転技能等の教養訓練を担当する指導員を置く。

- 2 指導員は、分隊長以上の隊員の中から隊長が選任する。

(企画会議)

第22条 隊長は、隊員の指揮監督及び教養訓練その他隊の運営並びに本隊、分駐隊相互の連絡を図るため、毎月1回以上小隊長(係長を含む)以上による企画会議を開催しなければならない。

(指示等)

第23条 隊長は、隊員が勤務するに当たり、服装、車両の点検及び必要な指示を行わなければならない。

附 則

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月20日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和49年3月20日から施行する。

附 則 (昭和51年3月16日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和51年3月17日から施行する。

附 則 (昭和55年12月19日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和55年12月19日から施行する。

附 則 (昭和56年9月26日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月12日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。

附 則 (昭和58年12月10日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和58年12月10日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日本部訓令第7号抄)

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則 (平成元年5月12日本部訓令第19号)

この訓令は、平成元年5月14日から施行する。

附 則 (平成4年6月1日本部訓令第11号)

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年8月1日本部訓令第13号抄)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月9日本部訓令第8号抄)

この訓令は、平成7年9月3日から施行する。

附 則 (平成8年3月18日本部訓令第5号抄)

この訓令は、平成8年3月28日から施行する。

附 則 (平成12年9月25日本部訓令第21号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月26日本部訓令第30号)

この訓令は、平成14年11月26日から施行する。

附 則 (平成16年6月23日本部訓令第10号)

この訓令は、平成16年6月28日から施行する。

附 則 (平成19年5月29日本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第30項から第

42項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成22年6月15日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月15日本部訓令第1号抄）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成24年3月16日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年6月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年6月19日から施行する。

別表以下省略